

東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則

平成16年3月31日 規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例(平成16年3月台東区条例第2号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、条例で使用する用語の例による。

(事前協議の開始)

第3条 条例第6条に規定する事前協議は、建築主が区長に拡幅整備事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)を提出することにより開始する。

2 前項の事前協議書は、条例第6条第1項各号に規定する行為の30日前までに提出しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 事前協議書には、次の各号に掲げる事項を明示した書類を添付するものとする。

- (1) 整備対象区域の存する敷地の案内図及び当該敷地が記載されている公図
- (2) 整備対象区域の存する敷地に存する建築物、工作物及び境界杭等の位置及び形状
- (3) 整備対象区域の存する敷地と接する道路の路面状況及び幅員
- (4) 整備対象区域の存する敷地に計画する建築物又は工作物の配置
- (5) 拡幅基準線及び整備対象区域の範囲
- (6) 整地及び整備工事の内容
- (7) その他区長が必要と認める事項

(拡幅基準線の明示等)

第4条 事前協議を開始した建築主は、現地に拡幅基準線を明示しなければならない。

2 区長は、条例第6条第3項に掲げる事項について協議するに当たり、狭あい道路の中心線及び拡幅基準線を確認し、必要と認めるときは、建築主に対して現地での立会いを求め、前項の規定により明示された拡幅基準線の位置及び前条第3項に規定する書類の補正を求めることができる。

3 区長は、道路中心線が確定したときは、道路中心びょうを設置することができる。

(事前協議済通知書の交付)

第5条 区長は、事前協議が終了したときは、建築主に拡幅整備事前協議済通知書(第2号様式。以下「事前協議済通知書」という。)を交付するものとする。

(事前協議済通知書の提示)

第6条 建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項の規定に基づく建築確認を受けるための書類の提出を行うときは、前条の規定により交付された事前協議済通知書を指定確認検査機関に提示しなければならない。

(道路整備承諾書の提出)

第7条 建築主は、事前協議に基づき整備工事を受けるときは、道路整備承諾書(第3号様式)を区長に提出するものとする。

(使用承諾書の提出)

第8条 建築主は、整備対象区域について区が無償で使用することを承諾したときは、使用承諾書(第4号様式)を区長に提出するものとする。

(整備工事に関する手続)

第9条 条例第8条第1項ただし書の規定に基づき整備工事を行う建築主は、整備工事が完了したときは、速やかに自主整備工事完了報告書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の自主整備工事完了報告書を受理したときは、整備工事の完了を確認し、建築主に自主整備工事完了確認通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(建築主が整備工事を行う大規模な建築工事)

第10条 条例第8条第1項第3号に規定する規則で定める大規模な建築工事は、次の各号のいずれかに該当する建築物を新築又は改築する工事をいう。

(1) 敷地面積が300平方メートル以上で、かつ、高さが10メートル以上の建築物

(2) 階数が3以上であり、かつ、住戸の数が15戸以上の建築物

(任意の協議及び行き止まり道路整備協議の手続)

第11条 条例第9条の規定に基づく任意の協議に関する手続については、第3条第1項及び第3項、第4条、第5条並びに第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「条例第6条に」とあるのは「条例第9条に」と、「事前協議」とあるのは「任意の協議」と、「建築主」とあるのは「関係権利者」と、「拡幅整備事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)」とあるのは「拡幅整備任意協議書(第7号様式。以下「任意協議書」という。)」と、「事前協議書」とあるのは「任意協議書」と、「拡幅整備事前協議済通知書(第2号様式。以下「事前協議済通知書」という。)」とあるのは「拡幅整備任意協議済通知書(第8号様式。以下「任意協議済通知書」という。)」と、「事前協議済通知書」とあるのは「任意協議済通知書」と読み替える。

2 条例第10条の規定に基づく行き止まり道路整備協議に関する手続については、第3条第1項及び第3項、第4条並びに第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「条例第6条に」とあるのは「条例第10条に」と、「事前協議」とあるのは「行き止まり道路整備協議」と、「建築主」とあるのは「行き止まり道路に接する土地における建築主又は関係権利者」と、「拡幅整備事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)」とあるのは「行き止まり道路整備協議書(第9号様式。以下「行き止まり道路協議書」という。)」と、「事前協議書」とあるのは「行き止まり道路協議書」と読み替える。

(後退済標示板の設置)

第12条 区長は、拡幅整備が完了したときは、後退済標示板(第10号様式)を現地に設置することができる。

(景観整備計画書)

第13条 条例第10条第2項第4号に規定する景観整備工事を行おうとする者は、景観整備計画書(第11号様式)を提出し、区長の承認を得なければならない。

(助成金)

第14条 条例第13条第1項に規定する助成金の額は、別表のとおりとする。

2 条例による助成金と同種の助成金を受けた者に対しては、条例による助成金は交付しない。

(助成金の交付申請)

第15条 助成金の交付を受けようとする者は、事前協議済通知書若しくは任意協議済通知書の交付の日又は景観整備計画書を提出した日から3年以内に、助成金交付申請書(第12号様式)により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第16条 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、助成金の交付の可否及び額を決定し、助成金交付決定通知書(第13号様式)により当該申請

者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第 17 条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに助成金交付請求書(第 14 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を当該請求者に交付するものとする。
(助成金等返還命令通知書)

第 18 条 区長は、条例第 14 条第 2 項の規定による助成金の返還並びに条例第 15 条の規定による整備工事及び景観整備工事に要した費用に相当する額の返還の請求は、助成金等返還命令通知書(第 15 号様式)により行うものとする。

(委 任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 25 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事前協議、任意の協議又は行き止まり道路整備協議に係る助成金について適用し、同日前に開始した事前協議、任意の協議又は行き止まり道路整備協議に係る助成金については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成 25 年 3 月 29 日規則第 38 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 31 日規則第 23 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 14 条関係)

種別	内容	区分	金額
後退整備奨励金	拡幅基準線と後退線の間部分の拡幅整備に係る奨励金		1 平方メートル当たり 20,000 円
すみ切り整備奨励金	すみ切り用地の拡幅整備に係る奨励金		1 箇所当たり 100,000 円
門、塀等除却助成金	整備対象区域内にある門、塀等の除却に対する助成金	板塀・フェンス・門扉・万年塀	1 平方メートル当たり 2,000 円
		ブロック塀	1 平方メートル当たり 6,000 円
		鉄筋コンクリート塀	1 平方メートル当たり 9,000 円

樹木移設助成金	整備対象区域内にある樹木の整備対象区域外(当該樹木の存する敷地内に限る。)への移設に対する助成金	幹回り 15 センチメートル以上 35 センチメートル未満	1 本当たり 12,000 円
		幹回り 35 センチメートル以上 60 センチメートル未満	1 本当たり 31,000 円
		幹回り 60 センチメートル以上	1 本当たり 85,000 円
水道メーター等撤去・移設助成金	整備対象区域内にある水道メーターの撤去・移設(建築物を新築する工事に伴う移設を除く。)及びこれに伴う配管設備の撤去・移設に対する助成金	建築物を新築する工事に伴う撤去	1 箇所当たり 5,000 円
		上記以外のもの	当該撤去・移設工事に要する費用の額。ただし、200,000 円を限度とし、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
地中障害物撤去・移設助成金	整備対象区域内にある集水桝等の障害物の撤去・移設(水道メーターの撤去・移設及びこれに伴う配管設備の撤去・移設を除く。)に対する助成金		当該撤去・移設工事に要する費用の額。ただし、200,000 円を限度とし、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
電柱移設助成金	電力柱、電信電話柱等の移設に対する助成金		当該移設工事に要する費用の額。ただし、500,000 円を限度とし、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。
協議申請費用助成金	整備対象区域を確定するための測量及び図面の作成に対する助成金		1 申請当たり 50,000 円
樹木植栽助成金	後退線付近への樹木の植栽に対する助成金	高さ 0.3 メートル以上 1 メートル未満	1 本当たり 1,000 円
		高さ 1 メートル以上 3 メートル未満	1 本当たり 5,000 円

		高さ 3 メートル以上	1 本当たり 8,000 円
生け垣設置助成金	後退線付近への高さ 0.8 メートル以上 1.2 メートル以下の生け垣の設置に対する助成金		1 メートル当たり 12,000 円

備 考

- 1 拡幅基準線と後退線の間部分及び門、塀等の面積並びに生け垣の延長に小数点第 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 幹回りとは、地上から 1.2 メートルの高さにおける幹の周囲延長をいう。